

高圧ガスを取り扱いたい

高圧ガスに関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の高圧ガスを取り扱うことは、高圧ガス保安法により規制されています。
高圧ガスの取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可等が必要です。

対象者・内容

(1) 高圧ガスの製造をする者

- ① 高圧ガスの「製造」とは、圧縮、液化、その他の方法により高圧ガスの状態にすることをいいます。
- ② 規制、手続き
 - 製造する高圧ガスの種類と量により規制が異なります。
 - 高圧ガスの製造をしようとするものは事業所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又は事業開始（又は製造開始）の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(2) 高圧ガスを貯蔵するとき

- ① 高圧ガスの「貯蔵」とは、通常「容器」または「貯槽」により貯蔵することをいいます。
- ② 規制、手続き
 - 貯蔵する高圧ガスの種類と量により異なります。
 - 高圧ガスの貯蔵をしようとするものは貯蔵所ごとに知事又は指定都市の長の許可を受ける、又はあらかじめ届け出なければなりません。

(3) 高圧ガスの販売の事業を営もうとする者

販売所ごとに、事業開始の日の20日前までに知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(4) 高圧ガスの消費

- ① 「消費」とは、高圧ガスを減圧、燃焼、反応、溶解等により「一定の目的のために使用する」ことをいいます。
- ② 規制、手続き
 - 高圧ガスの種類と量により異なります。
 - 特定高圧ガス（特に保安の確保を要するものとして定められたガス）は、事業所ごとに、消費開始の日の20日前までに、知事又は指定都市の長に届け出なければなりません。

(5) その他

- ① 高圧ガスの輸入、移動、廃棄等や容器の製造及び容器の取り扱い等についての規制があります。
- ② 高圧ガスを取り扱う場合、製造保安責任者免状、販売主任者免状等の資格を有する者を選任しなければならない施設、事業等があります。
- ③ 前述（1）から（4）や上記①②の手続き等においては、定められた書類が必要です。
- ④ 高圧ガスの取り扱い（コンビナート事業所等を除く）が北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 産業保安係
福岡中小企業振興事務所
久留米中小企業振興事務所
北九州中小企業振興事務所
飯塚中小企業振興事務所
北九州市消防局予防部規制課
福岡市消防局予防部指導課

TEL：092-643-3439
TEL：092-622-1040
TEL：0942-33-7228
TEL：093-512-1540
TEL：0948-22-3561
TEL：093-582-3851
TEL：092-725-6615